

(別紙) 根拠法令情報

- ・森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和7年法律第48号。以下「改正法」という。）による改正後の森林経営管理法（平成30年法律第35号）第43条第5項第2号及び第7項から第9項まで、第44条第1項及び第2項、第45条第1項及び第2項、第46条、第48条第1項、第50条第1項、第51条第2項第1号チ、第2号リ及び第4項第5号、第52条第1項、第53条において準用する第11条第6号、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第16条、第17条、第18条第2項、第19条第2項第8号、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第25条第3号及び第8号、第26条、第27条第2項第7号、第28条第1項、第30条第1項並びに第31条第1項並びに第61条
- ・森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正後の森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）第1条第2号
- ・改正法による改正後の森林法（昭和26年法律第249号）第6条第5項第3号、第10条の8第1項第11号及び第10条の11の9第3項において準用する第10条の11の3第1項及び第10条の11の4第2項
- ・森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第9項及び第101条第8項